

女性・平和・安全保障に関する行動計画策定にかかる進捗

2014年6月27日
外務省

1. 経過

- (1) 2013年9月から、市民社会と共に、国連安全保障理事会決議第1325号(女性・平和・安全保障)に関する行動計画(1325NAP)策定作業を開始。これまで、東京での意見交換会を2回(9月18日、10月18日)、市民社会の代表及び学識者から成る少人数グループ会合を8回(11月22日、12月20日、2月4日、3月3日、4月7日、5月9日、5月27日、6月17日)、また、地方での意見交換会を3回(2月28日那覇市、5月31日北九州市、6月23日京都市)を開催(7月6日仙台市に加え、北海道でも意見交換会を開催すべく調整中)。
- (2) 6月17日の少人数グループ会合で一読を終了。今後、計画案(第2稿)を作成し、7月から8月にかけて二読を行い、9月にはパブリック・コメントに付す方向で調整中(パブリック・コメント募集期間は30日間を想定)。パブリック・コメントの処理を含め、案文の確定に向け、引き続き市民社会と共同で作業を継続。策定・公表は年末までを想定。

2. 検討内容

- (1) 行動計画案(第2稿)の「序文」に続き、「具体的な施策」(マトリックス)を検討。①エンパワーメント・参画、②防止、③保護・救済、④人道・復興支援の4つの柱に加え、⑤モニタリング・評価・見直しを第5の柱として検討。各柱について市民社会側から詳細・多岐にわたる提案。
- (2) 「具体的な施策」について、市民社会側から提起された総論的な論点は、以下のとおり。
 - ① 達成すべき目標を明確にし、既にやっていること、やる予定のものではなく、達成すべき成果から出発した計画にすべき(政府側からは、今後やるべき取組も盛り込まれ得るが、策定後の実施・モニタリング過程において、全ての取組が即時に100%達成できるとは限らず、中には1%、2%(案件等を特定して実施した事例が1件、2件)といったものもあり得る旨反応)。
 - ② モニタリング・評価・見直しについては、関係府省庁から成るモニタリング作業部会、専門家及び市民社会の代表から成る評価監視委員会を設置し、作業部会が委員会と協議の上、実施状況報告書を毎年作成し、公表する。委員会には、関係府省庁から必要な情報が提供されるようにする。委員会も事業評価を行う。委員会は、2回目の実施状況報告書の完成後を目途に、計画の見直しの方向性を提言する。見直しに当たっても、市民社会の参加を確保する。

3. 主な課題

- (1) 政府・JICA内での調整。
- (2) 9月までに政府・市民社会双方が概ね納得できる案文を得る(パブリック・コメントと同時並行で検討を継続)。
- (3) ODA 大綱など関連施策との連動。
- (4) 地方を含め、行動計画の周知。

(了)